

三津浜地区シェアショップみつのほ 出店者募集要項(区画A)

1	事業概要	三津浜地区に開業を希望する意欲ある出店者を対象に、改修した物件をテナントブースとして貸し出し、三津浜地区に新たなにぎわいを創出する。
2	対象となる事業者	三津浜地区への出店に意欲のある個人・グループ等 (すでに起業されている方も対象となります。)
3	対象業種	区画A：飲食店以外の店舗(ただし、軽食は可)
4	募集数	1事業者
5	募集要件	<p>(1)三津浜地区で開業する意思があること。</p> <p>(2)三津浜地区のまちづくりに対する理解や、参加・貢献する意思があること。</p> <p>(3)三津浜地区の歴史や文化に興味があること。</p> <p>(4)出店者自身が事業を継続的に管理できる意思、能力、資金を保持していること。</p> <p>(5)衛生的かつ安全に事業を行うこと。</p> <p>(6)近隣店舗や地域住民と協力的かつ協調性をもって事業を行うこと。</p> <p>(7)特徴のある商品・サービスを提供する店舗であること。 (極力、近隣店舗との業種重複がないことが望ましい。)</p> <p>(8)国税、県税及び市税等の滞納がないこと。</p> <p>(9)開業するにあたっては関係法令を遵守すること。</p> <p>(10)共用部分の清掃など物件の維持管理に協力すること。</p> <p>(11)物件全体を使ってイベント・キャンペーン等を行う際は協力すること。</p> <p>(12)出店者が取り扱う商品・サービスが違法でないこと。</p> <p>(13)町内会に加入すること。</p> <p>(14)以下の項目に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属する。 ○反社会的勢力が経営に実質的に関与している。 ○反社会的勢力を利用している。 ○反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている。 ○反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。 ○応募にあたって、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を行う。
6	店舗の場所	松山市三津2丁目14-23(松山三津郵便局横) ※改修後の店舗の間取り等イメージは別記参考のとおり。

三津浜地区シェアショップみつのほ 出店者募集要項(区画A)

7	出店期間	契約日から2ヶ年間出店可。(再契約あり。)
8	出店者の経費負担	<p>【家賃負担】 家賃として、次の額を出店者が負担する。(税込み) 区画A賃貸：3.9万円 ※また、上記の家賃に加え、2,000円/1事業者の共益費を負担する。</p> <p>【光熱水費・消耗品費】 出店者が賃借する対象区画にかかる費用について、全額負担する。</p> <p>【備品購入費】 本物件の施設備品以外は出店者が負担する。</p> <p>【広告宣伝・販促費】 出店者自身の事業にかかる広告宣伝費用は出店者が負担する。</p> <p>【その他】 出店者の行う事業以外の費用(施設管理費、清掃等)については、三津ハマル担当者と相談のうえ決定する。</p>
9	申込期間	令和8年5月1日(金)～令和8年5月31日(日)必着
10	申込方法	下記申込先へ出店申込書と応募書類等を直接提出する。 (その際、出店希望者へ今後の進め方を説明する。)
11	申込先	三津浜にぎわい創出事務所 三津ハマル ○住 所 松山市住吉2丁目2-20 (旧濱田医院内) ○定 休 日 毎週水・木曜日 ○営業時間 10:00～17:00 ○T E L 080-4154-3696
12	選考方法	応募書類による書類審査⇒通過者に対する面談にて決定。 (面談：応募書類提出後、2週間を目処に実施予定。ただし、現在の出店者が応募する場合は、面談を省略する場合がある。)
13	その他(留意事項)	原則として週2日以上、かつ、1日あたり6時間以上の営業を行うこと。 休業日は極力、土・日曜日を避けて設定すること。 また、申込期間終了後、1か月以内に契約ができること。
14	問合せ先	三津浜地区にぎわい創出実行委員会事務局 (松山市役所まちづくり推進課) T E L : 089-948-6942 F A X : 089-934-1821 E-mail : sakanoue@city.matsuyama.ehime.jp

三津浜地区シェアショップみつのほ 出店者募集要項(区画A)

【別記参考】

○物件 間取り図

N
scale: 1/100

